公　告　第　78　号
令 和 8 年 11 月 9 日

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。

分任契約担当官
陸上自衛隊宇都宮駐屯地
第334会計隊長　　今野　誠

1　工事概要

(1) 工事名:　蒸気ピット内配管補修工事

(2) 工事場所:栃木県宇都宮市茂原1－5－45　陸上自衛隊宇都宮駐屯地

(3) 工事内容:本工事は、以下の工事を行うものである。
用途(建築一式)

(4) 工　期:　令和9年3月31日(水)まで

(5) 現場説明会:実施しない(ただし、事前に調整のうえ現場を確認できるものとする。)

(6) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 防衛省における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、2(4)に示す級別の格付を受け、北関東防衛局 に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 以下の表の示す防衛省参加資格又は全省庁統一参加資格の等級(資格審査結果通知書の記3の等級)以上であり、いずれかを有するもの。

工事区分	格付
建築一式	D
管	C

(5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち上記2(4)の工事を施工した実績を有すること (建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛

省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。
また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

(6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

(7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。
ア 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
イ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150 号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 北関東防衛局が発注した2(4)に上げた工事のうち、23年度以降入札公告日まで完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(13) 関東・甲信越の管轄内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。

(14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者
業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒321-0145 栃木県宇都宮市茂原1-5-45 陸上自衛隊宇都宮駐屯地　第334会計隊 担当　　佐藤 TEL　028-653-1551(内線353) FAX　028-653-1556(直通) Mail　334fin-ea@inet.gsdf.mod.go.jp

②仕様書に関する問い合わせ先
〒321-0145 栃木県宇都宮市茂原1-5-45 陸上自衛隊宇都宮駐屯地　業務隊　管理科 担当　廣橋又は白瀬 TEL　028-653-1551(内線371又は377)

(2) 入札説明書の交付期間等
ア 交付期間 令和8年11月10日 から　　令和8年11月24日　まで
（行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。） の毎日、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所
3(1)①の担当部局において交付を行うほか東部方面会計隊ウェブサイトに掲載。
URL：https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html

(3) 申請書及び資料の提出期限等
ア 提出期限：令和8年11月24日 15時00分
イ 提出方法 ：3(1)①の担当部局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出する。

(4) 郵便による入札書の提出期限等
ア 受領期限： 令和8年12月3日
イ 提出方法：3 (1)①の担当部局に持参又は郵送等する。

(5) 入札の日時及び場所
ア 日時　　令和8年12月4日 13時30分
イ 場所　　：宇都宮駐屯地会計隊入札室

(6) 再度入札の日時及び場所
ア 日時　　令和8年12月7日 15時20分
イ 場所　　：宇都宮駐屯地会計隊入札室

4 その他

(1)　手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金
免除

(3)　契約保証金
金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

(4)　入札の無効
次に掲げる入札は無効とする。
ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札
ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5)　落札者の決定方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6)　配置予定監理技術者の確認落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7)　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8)　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(9)　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(10)　契約書作成の要否
　　要

(11)　資料のヒアリングを行う場合がある。

(12)　関連情報を入手するための照会窓口
　　上記3(1)①に同じ。

(13)　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
　　上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(14)　代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。

(15)　施工材料、据付品等について同等品を申請する場合は、同等品判定依頼書を提出し、開札までに承認を受けたもののみを同等品と認定する。なお、必要に応じてカタログの写し、仕様書等を添付するものとする。

(16)　詳細は、入札説明書による。

仕様書番号：　第７５号

蒸気ピット内配管補修工事

件　　名	蒸気ピット内配管補修工事	縮　　尺	図　示
図 面 名	表　　紙	図面番号	１／４
陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		令和８年１１月 ９ 日	

仕　様　書

１　件　　名
　蒸気ピット内配管補修工事

２　場　　所
　栃木県宇都宮市茂原１－５－４５　陸上自衛隊宇都宮駐屯地

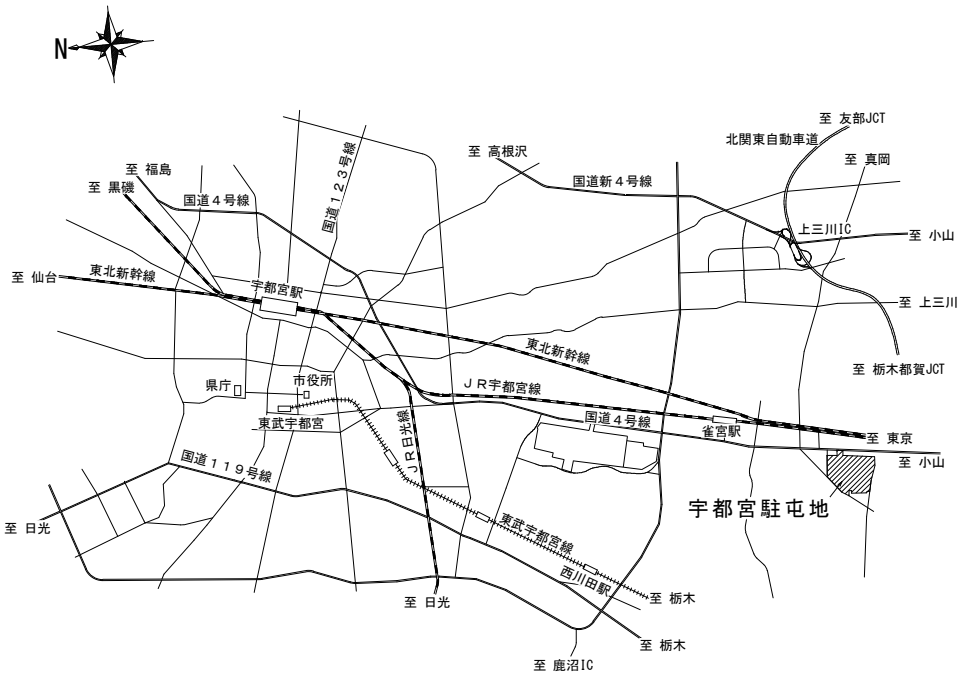
３　概　　要
(1)　蒸気ピット内の蒸気管等の補修　　２か所（MH-3,MH-4）
(2)　配管補修に伴う付帯工事　　1式

４　一般事項
(1)　本作業は本仕様書による他、国土交通省大臣官房庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）によるほか、関係規則に基づくものとする。
(2)　本仕様書及び図面に疑義が生じた場合は、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。
(3)　現場の収まり等により、軽微な変更の必要性が生じた場合は、監督職員と調整しその指示に従うものとする。ただし、請負金額、納期等の変更は行わないものとする。
(4)　作業実施に関して、隊員及び部外者に傷害等を与えた場合、または施設等に汚損与えた場合は受注者の責任において復旧及び保障するものとする。
(5)　使用材料は仮設材を除きすべて新品とし、官側の検査を受け合格したものを使用するものとする。
(6)　請負業者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い防災に努めること。危険性のある場所には危険表示等の処置を行うものとする。
(7)　作業現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。
(8)　作業写真は、各役務の作業前・作業中・作業後、使用材料及び作業後隠蔽になる箇所、その他監督職員の指示する箇所を撮影し、整理の上１部提出するものとする。
(9)　本作業に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出するものとする。
(10)　撤去品が発生した場合、金属類発生材は、関係書類提出後監督職員が指示する場所に搬入するものとし、その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するものとする。また、処理の結果は書面（産業廃棄物管理票等）にて提出するものとする。
(11)　工事完了後は、作業現場の後片付け及び清掃を行うものとする。
(12)　本工事に必要な電気、水等は請負業者の負担とする。

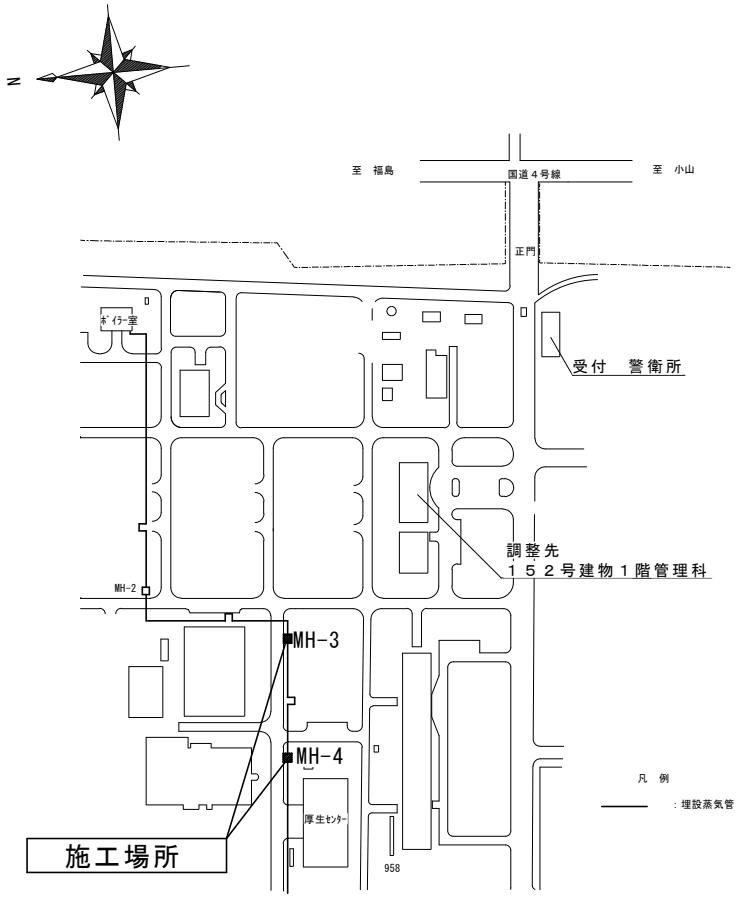
５　特記事項
(1)　配管工事
　ｱ　配管材料　　設備標準仕様書2.1.2.2蒸気用・蒸気還管用により､圧力配管用炭素鋼鋼管(JIS G 3454)(STPG 370・黒管Sch40)を継ぎ手共使用する
　ｲ　管の接合　　設備標準仕様書2.5.1(一般事項)及び2.5.2(鋼管)とし接合材については標準仕様書2.2.28による。
　ｳ　既設配管　指示された配管類は撤去し、残置部分は適切に処置する。
　ｴ　配管施工　設備標準仕様書2.4.1(一般事項)及び2.4.3(蒸気配管)による。また、管の納まりは仕様書を基準とするも現場を優先させること。
　ｵ　配管付属品　弁類は設備標準仕様書2.2.1により、玉型弁はﾀﾞｸﾞﾀｲﾙ鋳鉄弁(KITZ製-10SPBOFまたは10SPBF) 10K、逆止弁はﾀﾞｸﾞﾀｲﾙ鋳鉄弁(KITZ製-10SNBF)またﾌﾗｯｼｭﾚｸﾞはﾐﾔﾜｷ製ｲﾝﾗｲﾝﾐｷｻｰ　DMX-N(STPG)32×64Aとする。
　ｶ　配管試験　設備標準仕様書2.9.2(蒸気配管)による他官側との調整による。
(2)　塗装工事
　配管類には設備標準仕様書3.2.1により、仕様は3.2.1.4の蒸気管（隠ぺい）さび止めペイント塗(耐熱型)とする。
(3)　その他工事
　ｱ　ピット内の施工は官側の指示した期間(送気停止中）に実施することとし、その期間に施工を完了すること。
　ｲ　ピット内は狭隘密閉高温区域であるので、施工時の作業安全に万全を期すこと。

６　完成検査
(1)　工事完成後、現場代理人は監督官立会の上、検査官の完成検査を受ける
(2)　検査時に不具合が発見された場合は、検査官の指示に従い請負業者は速やかに手直しを実施し、再検査を受けるものとする。

件　　名	蒸気ピット内配管補修工事	縮　　尺	図　示
図 面 名	仕様書・特記仕様書	図面番号	２／４
陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		令和８年１１月　９　日	

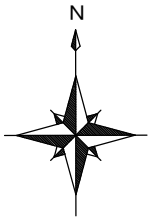


案内図　Ｓ＝１：Ｎｏｎ



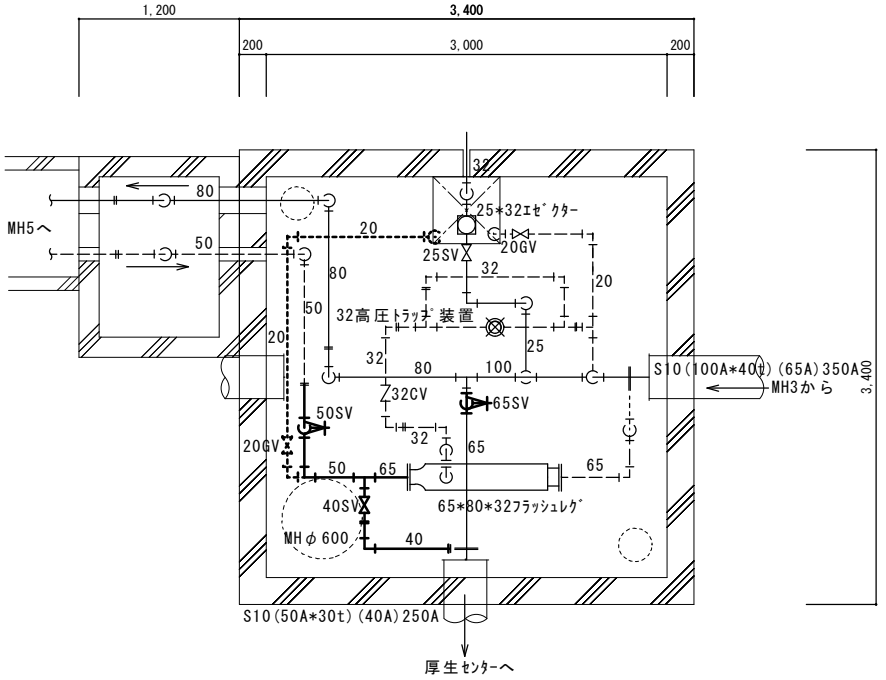
配置図　Ｓ＝１：Ｎｏｎ

件　　名	蒸気ピット内配管補修工事	縮　　尺	図　示
図 面 名	案内図・配置図	図面番号	３／４
陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		令和８年１１月　９　日	



施工数量：鋼管６５Ａ　1000㎜
鋼管３２Ａ　2000㎜
インラインミキサー　６５Ａ　１個
玉型弁３２Ａ　１個
逆止弁３２Ａ　１個

（ＭＨ－３）



施工数量：鋼管６５Ａ　500㎜
鋼管５０Ａ　1000㎜
鋼管４０Ａ　2000㎜
玉型弁６５Ａ　１個
玉型弁５０Ａ　１個
玉型弁４０Ａ　１個

（ＭＨ－４）

蒸気ﾋﾟｯﾄ内配管系統平面図　S=1/40

凡　例

——————：撤去新設配管部
----------：撤去配管部（撤去後、適切に処置すること。）
——————：既設蒸気管
－－－－－－－－：既設蒸気還管

件　名	蒸気ピット内配管補修工事	縮　尺	図　示
図面名	蒸気ﾋﾟｯﾄ内配管系統平面図	図面番号	４／４
陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		令和８年１１月　９　日	